

令和4年1月

日本関税協会横浜支部 御中

横 浜 稅 関

「川崎税関支署東扇島出張所の廃止について」

皆様におかれましては、日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、川崎税関支署東扇島出張所につきましては、国際物流の変化や税関業務の効率的な運営の確保の観点等から、令和4年度において廃止する予定としており、廃止後の業務処理体制等を下記の通り予定しておりますのでお知らせします。具体的な業務処理体制については、お知らせできる段階になりましたら改めて周知致します。

記

1. 廃止時期

令和4年7月（予定）

2. 管轄

川崎税関支署へ移管

3. 庁舎

川崎税関支署 ⇒ 現行通り

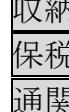
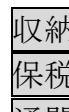
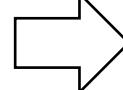
東扇島出張所 ⇒ 川崎税関支署の東扇島事務所として引き続き利用

4. 東扇島出張所廃止後の業務処理体制

川崎税関支署 ⇒ 総務、監視業務

（収納、保税、通関業務は東扇島事務所へ集約）

東扇島事務所 ⇒ 収納、保税、通関業務

庁舎	現行	廃止後
川崎税関支署 (川崎市川崎区千鳥町11-1)	総務 取締  収納  保税  通関	総務 取締 -
東扇島出張所 (川崎市川崎区東扇島38-1 川崎市港湾振興会館2階事務室) ※川崎税関支署の東扇島事務所として引き 続き利用予定	 収納  保税  通関	   収納  保税  通関

以上